

大樹小学校いじめ防止基本方針

1 基本理念(いじめ防止対策推進法：平成 25 年 6 月 21 日成立)

- いじめ防止等の対策は、いじめが全ての児童等に関係する問題であることに鑑み、児童が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わずいじめが行われなくなるようにすることを旨として推進しなければならない。
- いじめ防止等の対策は、全ての児童がいじめを行わず、及び他の児童等に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置することがないようにするため、いじめが児童等の心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する児童の理解を深めることを旨として行われなければならない。
- いじめ防止等の対策は、いじめを受けた児童等の生命及び心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、国、地方公共団体、学校、地域住民、家庭その他の関係者の連携の下、いじめ問題を克服することを目指して行われなければならない。

2 学校及び教職員の責務(いじめ防止対策推進法により、学校には、「いじめ防止基本方針」の策定と「いじめ防止対策のための組織」の設置が義務付けられた。)

- 学校及び学校の教職員は、基本理念に則り、当該学校に在籍する児童の保護者、地域住民、児童相談所その他の関係者との連携を図りつつ、学校全体でいじめの防止及び早期発見に取り組むとともに、児童がいじめを受けていると思われる時は、適切かつ迅速に対処する責務を有する。

3 いじめ対策のための組織

- (1)名称：大樹小学校いじめ対策委員会
- (2)構成員：校長、教頭、指導部長、養護教諭、学校評議員、PTA三役
- (3)会議：4月(学校として立案する会議)、2月(学校として反省する会議)5, 11, 2月の学校評議員会 及び4, 7, 10, 3月のPTA会議の際には、話題に状況を説明する。
- (4)その他：校内体制における「いじめ対応チーム」
教頭、指導部長、養護教諭、学年団(支援員含み)、担任
※複数の学年にまたがる事案や、問題が複雑であったり重大であったりする場合に適宜開催する。

4 いじめ発見と防止のための取組

★いじめは、「どこの学校にも、どの学級にも、どの子にも起こりうる」という強い自覚をもって対処する。アンテナを高く・異変センサーを磨き、児童の不安・悩みに寄り添いながら、日常的に生徒指導の機能を活かした目配り・声掛けを継続する。

- (1)いじめアンケートの実施
定期的に、5, 10月に「学校生活についてのアンケート」を実施する。
- (2)教育相談体制の整備
いじめアンケート実施後等、状況に応じて「教育相談週間」を設定し、児童の内面に寄り添う。
- (3)観察による情報収集
学年団や専科担任、養護教諭等、常に情報収集を心掛け、気になる言動を発見した場合は、指導部長に相談する。内容を勘案し、教頭へ報告・相談する。
- (4)必要に応じ家庭訪問等を実施し、情報の共有化に努める。
- (5)児童会主体のいじめ防止運動の展開

いじめ防止テーマやいじめ防止強化週間の設定、いじめ防止会議の開催等、児童の主体的な取組を促す積極的な活動を推進する。

5 いじめ発見後の適切な対応

- (1) いじめられた児童やその保護者の立場に立った対応を心掛け、まず解決に向け事実確認と指導方針について説明する。平行して、町教委への報告・相談を行う。
- (2) 校内チームの役割を明確にする。
 - ・ 事情聴取, 整理, 分析, まとめ
 - ・ 対応策の検討
 - ・ 教職員の意思形成, 調整
- (3) スピード感をもって事実確認に当たり、情報を整理する。
- (4) チームとして立案した解決策に沿って、継続的な指導を実施する。
 - ・ 被害児童への面談
 - ・ 加害児童への指導
 - ・ 事実を認識していた児童への指導
 - ・ 被害, 加害児童の保護者への説明と協力依頼(発見後から定期的な経過説明まで)
 - ・ 教育相談体制の強化
 - ・ 適切な人間関係づくりを目指した取組
- (5) 問題の内容等に応じて保護者説明会を実施し、学校としての姿勢を明確にする。
- (6) 報道機関への対応は校長を窓口に一本化し、公開できる情報を整理し、誠意ある公平な対応を心掛ける。町教委と連携して対応に当たる。

6 いじめ防止のための研修の充実

- (1) いじめの早期発見、対処方法の習得を目的とした生徒指導交流会を開催する。
- (2) 研修講座等、校外の研修会に参加し、研修情報の提供に努める。
- (3) O J Tの機会を有効活用し、児童理解を深める。

7 日常実践における配慮

- (1) **各教科** 生徒指導の機能(自己選択・自己決定、自己存在感・自己有用感)を生かした取組を基盤にするとともに、言語活動(心ない言動/相手の人格を否定するような物の云い方に注意を払いながら)や各種授業形態による活動を通し他と適切にかかわる能力を高め、いじめの芽を早期に摘み取るように努力する。
- (2) **道徳** 人間としての生き方を追求することで教師と児童、児童同士の共感的信頼関係を深め、道徳的価値の内面化を図る。
- (3) **特別活動** 学級活動を基盤とした集団活動や体験的な活動を通して、よりよい人間関係を築く力や社会性の育成を図り、いじめ防止に寄与する。特に、人とのかかわりの中での失敗体験を大切にし、人間性を豊かにするとともに、自他を認める心を育む。
- (4) **総合的な学習の時間** 特に、キャリア教育における体験活動・言語活動を充実させ、将来の目標を考え、様々な人とのかかわりを通して、視野を広げ他者理解を深める。
- (5) **その他** いじめは、教師の見ていない場面で行われるとの認識に立ち、①朝は、教室で児童を迎える。②休み時間・清掃時間等はなるべく児童に付く。③休み時間の校内巡視等複数の目で児童を見取る。④ネットによる誹謗中傷の芽を早期に摘み取るため定期的にネットパトロールを行う。

★「自分がされて嫌な事・言われて腹が立つ事は、しない!言わない!」の浸透と行動化

8 いじめ対策の検証

いじめ対策の取組については、スピード感と一体感をもった対応が求められるので、PDCAサイクルにより短期スパンで検証・改善を図る。その役割は、指導部が担う。

9 保護者・地域への情報提供

この基本方針はホームページで公開するとともに、必要に応じて対応状況について説明する機会を設定し、説明責任・結果責任を果たす。

10 いじめ対策年間プログラム

- 4月 「いじめ対応」についての保護者への説明（参観日・PTA総会）、いじめ対策委員会①
 - 5月 いじめの学級指導，研修①
 - 6月 いじめアンケートNo1，「いじめ対応状況」説明（各学年PTA研修会），個人面談，生徒指導交流会
 - 7月 いじめ対策委員会②，学校評議委員会①，学校評価（自己評価）1
 - 8月 いじめ防止指導強化月間
 - 9月
 - 10月 教育相談週間
 - 11月 「いじめ対応状況」説明（各学年PTA研修会，学校だより），生徒指導交流会、全校による「いじめ標語」や集会等の取組，いじめアンケートNo2
 - 12月 いじめ対策委員会③，学校評議委員会②，学校評価（自己評価）2
 - 1月 研修②
 - 2月
 - 3月 いじめ対策委員会④，学校評議委員会③
- ※学級における「適切な人間関係づくり」は年間を通して実施

11 いじめチェックリスト

- いじめへの対処方針等について，学校全体で確認している。
- いじめへの対処方針を家庭や地域に向けて公表するとともに，懇談，研修会等においていじめの問題について保護者と話し合う機会を設定している。
- いじめ対応についての校内研修を実施している。
- いじめの実態を把握するために，年間2回以上のアンケート調査や，定期的な個別面談を実施している。
- 児童がいじめの問題等について，主体的に考える取組を実施している。
- 「ネット上のいじめ」への対応として，指名児童からの情報収集等具体策を実施している。